

受付できる食品

受付できない食品



賞味期限が2か月以上先の常温で長期保管可能なもの

- お米（白米・玄米等）
- 缶詰（肉・魚・野菜・果物など）
- インスタント・レトルト食品
- 乾物（パスタ・うどん・そばなど）
- 調味料（食用油・醤油・味噌・砂糖など）
- ギフト（お歳暮・お中元等などの余り）
- お菓子・飲料
- 乳幼児用食品（粉ミルク・離乳食など）

- アルコール飲料
- 生鮮食品（肉・魚・野菜等）
- 冷凍・冷蔵食品
- びん詰めのもの
- 開封されているもの（お米を除く）
- 包装や外装が破損していないもの
- 賞味期限が明記されていないもの
白米の場合、精米時期から半年以内のもの
玄米の場合、精米時期から2年以内のものは賞味期限の記載なしでも可